

○追手門学院大学内部質保証推進委員会規程

令和3年9月9日

制定

(目的)

第1条 この規程は追手門学院大学自己点検・評価規程第5条に基づき、内部質保証推進委員会を置き、内部質保証推進に必要な事項を定める。内部質保証推進委員会は教育理念実現のため、教育研究が適切な水準にあることを確認・検証し、教育研究活動等の諸活動に関して自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善に繋げることで、追手門学院大学（以下「本学」という。）の自己点検・評価活動及び内部質保証の向上の推進・発展を図ることを目的とする。

(内部質保証推進委員会の構成員)

第2条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院長
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 教務部長
- (6) 法人事務局長
- (7) 大学事務局長
- (8) CXデザイン局事務局長
- (9) 大学政策部長
- (10) 教務・学生支援部長
- (11) 教育支援センター長
- (12) その他委員長が指名する者

2 委員長が必要と認めた場合は、本学の内外を問わず委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(内部質保証推進委員会の運営)

第3条 内部質保証推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長がこれにあたり、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は委員会の報告を全学自己点検・評価委員会にて行う。

- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 大学院長、各学部長及び共通教育機構を統括する副学長は委員会の報告をそれぞれ、追手門学院大学自己点検・評価規程第5条第4項に定める各学部、共通教育機構及び各研究科の自己点検・評価委員会（以下「学部等自己点検・評価委員会」と総称する。）に行う。
- 7 内部質保証推進委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（内部質保証推進委員会の役割）

第4条 内部質保証推進委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項のうち教育研究活動等について、毎年度、全学的な観点から内部質保証の推進を行う。

- (1) 自己点検・評価、評価結果に関すること
  - (2) 追手門学院大学自己点検・評価規程第6条第1項第1号に定める自己点検・評価の実施計画に関すること
  - (3) 全学自己点検・評価委員会への報告
  - (4) 全学自己点検・評価委員会からの改善指示に対する対応
  - (5) 学部等自己点検・評価委員会への助言及び改善指示
  - (6) 認証評価に関すること
  - (7) その他、内部質保証及び内部質保証推進に関すること
- 2 内部質保証推進委員会は、学部等自己点検・評価委員会に対し、自己点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。
  - 3 内部質保証推進委員会は、本学の教育研究活動等の状況について、自立的な自己点検・評価の十全化を図るため、学外有識者による評価を受けることができる。

（事務の所管）

第5条 この規程に関する事務は、学事課の所管とする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は2021年10月1日より施行する。

附 則

この規程は2022年4月1日より施行する。

附 則

この規程は2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年2月1日から施行する。